

広島市告示(佐伯区)第26号  
令和7年3月28日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年3月28日から同年4月11日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
国道	一般国道 191号	佐伯区湯来町大字下字宇佐 160番地1地先から 佐伯区湯来町大字下字宇佐 5番地2地先まで	旧	メートル 7.74～ 7.88	メートル 93.25
			旧	メートル 7.82～ 13.25	メートル 93.25
			新	メートル 7.82～ 13.25	メートル 93.25